

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人 松山東雲学園
法人代表者	理事長 丸木 公介
担当部署	法人事務局 総務課
お問合せ先	089-931-6211

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守※」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守※」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

3. 遵守状況の確認フロー図

担当部署：桑原キャンパス役員会（遵守状況の確認）

- 教授会（遵守状況の報告・確認）
- 理事会（遵守状況の報告・確認）
- 評議員会（遵守状況の報告）
- 日本私立大学連盟（報告）
- ステークホルダー（公表）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本法人は、多様な教育研究活動を実現するため、寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保し、自律的に学校法人を運営している。中長期計画は、学内共有し、本学HPにおいて社会にも公開している。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	地域社会にとって有益な人材の育成が可能となるような教育改善のサイクルを機能させている。また、地域貢献を大学のミッション（ビジョン）に掲げており、複数の自治体、企業と連携協定を結び、プログラムを実施するなど、社会貢献・地域貢献を積極的に行う環境を整備している。

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>基本原則3. 「信頼性・透明性の確保」について、遵守原則3-1及び3-3は「遵守」、遵守原則3-2は「遵守※」とした。本法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指している。そのため、寄附行為の遵守、教授会におけるガバナンスの確立、教職員の諸活動における法令遵守、個人情報保護、各種ハラスメントの防止等々、社会からの信頼に応えるための諸施策を推進している。また、広く社会から理解を得るため、教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開している。法令に定められている財務書類等は本学ホームページにおいて公開し、「事業計画書」、「事業報告書」において、人事情報、教育研究情報、学生支援情報等も公開している。以上のことから、遵守原則の目的は達成できていると判断し、基本原則3について、遵守できているとした。</p>

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。</p>

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守※」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>社会からの信頼関係を損なうことのないよう理事会及び評議員会における年齢制限、再任制限、分野別理事・評議員の人数制限などについて整備し実行するなど、必要と考えられる制度等の整</p>

備を積極的に行っている。「私立学校法」、「私立学校振興助成法」及び「業務監査規程」等に基づく三様監査体制（学園監事監査・公認会計士監査・内部監査）を整える一方、不正・誤謬等が発生する事態が生じないように運営している。また、研究活動に関わる不正行為等の防止については、「研究倫理規程」、「公的研究費の運営・管理に関する規程」等を整備し、定期的なSD研修の開催及び不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識向上と浸透を図ることを目的としたコンプライアンス教育・啓発活動（年4回）を行っている。あわせて「松山東雲学園公益通報者の保護に関する規程」を制定・徹底するなど、相互理解・相互牽制による有効な内部統制体制の確立に努めており、遵守原則3-2の遵守を実現している。

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な運営に努めている。また、財政基盤の安定化、経営基準の強化を図るため、学生確保はもちろんのこと、補助金等外部資金の獲得等を含む学生納付金以外の収入の確保に力点を置きつつ、教育研究活動の継続性を実現するため、PDCAサイクル方式により管理・運営している。地域連携・社会貢献を軸としたプロジェクトの運用予定としており、併せて、寄附金事業の強化・推進への取り組みが始まった。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに基づき各種方策を実施し、当該原則を遵守している。